

# 第 41 回津地区合併協議会（法定）

## 会 議 録（要旨）

日 時 平成 17 年 9 月 2 日（金）午後 3 時 00 分～午後 4 時 16 分  
場 所 津センターパレス 津市センターパレスホール  
出席者 津市、久居市、河芸町、芸濃町、美里村、安濃町、香良洲町、一志町、白山町、美杉  
村の各市町村長及び市町村議会の代表者、三重県津地方県民局長、鈴木秀昭委員、木  
下美佐子委員

### 1 開 会 事務局長あいさつ

### 2 会長あいさつ

皆さん、こんにちは。9月に入りました。まだ、少し暑うございますが、今日は、41回目の協議会を開かせていただきます。お忙しい中、皆様にご出席いただきまして、ありがとうございます。

もう、4ヶ月になりますが、今も議長と話をしたんですけれども、もう40回も皆さんとお会いしたのかなあと話をしておりました。新市の準備も、それぞれ皆、専門部会等で着々と進めてくれておりますので、どうやら準備期間が有効に使えているんじゃないかなあと、こんなふうに思っております。それぞれの皆さま方、9月議会が始まっております。恐らく、皆さん同じでございますので、私も今日開会でございます。補正予算も計上いたしましたけれども、恐らく、これは旧市での実質的な最終の予算かなと思って、ご説明を申し上げまして、色々と議論していただくことしております。衆議院選挙も11日に実施されますし、何かとお忙しいと思いますが、よろしくお願いをしたいと思います。

今日は、報告事項3件、それから協議事項が2件、この協議をお願いいたします。また、次回協議をお願いします協議事項4件と報告事項3件を説明していきますので、お聞き取りいただけたらと思います。

それでは、ご挨拶はこのくらいにいたしまして、始めさせていただきます。

事務局長 ありがとうございます。本日は織田議員におかれましては、所用につき欠席とのご報告をいただいております。それでは、会議次第3に入ります前に、協議会規約第9条第2項によりまして、会長は会議の議長となるとありますので、これより、会議の進行を議長に移させていただきます。よろしくお願いたします。

会 長 それでは、津地区合併協議会規約第9条第2項の規定によりまして、私が本日の会議の議長を務めさせていただきます、格別のご協力をお願い申し上げます。

それでは、議事に入りたいと思います。まず、今日の会議は、委員23人の出席で、津地区合併協議会規約第9条第1項の規定を満たしており、当会議が成立しておりますことを、ご報告を申し上げます。それから、次に、今日の会議録の署名委員をお願い申し上げます。芸濃町長の横山委員さん、お願いをします。河芸町議会市町村合併調査特別委員会委員長の水谷委員さん、お願いをします。3号委員から、青木委員さん、お願いをします。以上、3名の方をお願いをしまして、始めたいと思います。

### 3 議 事

#### (1) 報告事項

報告第125号 一部事務組合の取扱いについて（一志社会福祉施設組合）

報告第 126 号 新市の予算編成について  
報告第 127 号 特別職報酬等検討委員会の設置について

会 長 それでは、会議次第の 3、本日の議事に入ります。

まずは、報告事項第 125 号一部事務組合の取扱いについて、これは、一志社会福祉施設組合が内容でございますが、これを事務局から説明をいたします。それでは、次長お願いをいたします。

事務局次長 それでは、報告第 125 号一部事務組合等の取扱い（一志社会福祉施設組合）について、ご説明をいたします。

会議資料の 3 頁をご覧くださいと思います。一部事務組合等の取扱いにつきましては、平成 16 年 6 月 23 日開催の第 27 回協議会で確認をいただいております。その調整内容は、5、一志社会福祉施設組合については、合併の日の前日をもって一部事務組合を解散する方向で調整する。また、一般職の職員の身分の取扱いについては、合併までに調整するとなっております。これまで、調整を重ねてまいりまして、方針が決まりましたので、報告をさせていただきたいと思います。

報告内容といたしまして、1、一志社会福祉施設組合については、合併の日の前日をもって一部事務組合を解散する。2、白山町に所在する介護保険法に規定する特別養護老人ホームきずな、短期入所生活介護事業所きずな、介護老人保健施設つつじの里及び居宅介護支援事業所つつじの里ケアセンターについては、新市に引き継ぐものとする。3、松阪市（旧嬉野町）に所在する老人福祉法に規定する養護老人ホーム一志寮、介護保険法に規定する特別養護老人ホーム一志寮及び短期入所生活介護事業所一志寮については、組合議会の決定により、社会福祉法人明合乃里会に無償譲渡する。このことから、一般職の職員の身分の取扱いについては、地方公務員法第 28 条第 1 項第 4 号を適用させるものとする。なお、三重県市町村職員退職手当組合の脱退精算については、組合構成市町村で行うものとする。

このことについてですが、一志社会福祉施設組合の組合職員につきましては、一志寮に係る事務が民間に移譲されること及び財産を社会福祉法人明合乃里会に無償譲渡する条件といたしまして、全組合職員継続雇用をする旨、明合乃里会から提示されたこともあり、地方公務員法第 28 条第 1 項第 4 号を適用させることとしています。

参考といたしまして、下段地方公務員法の抜粋を記載しております。

次に、4、解散に伴う事務の継承は、新市が行うものとする。ただし、地方自治法施行令第 5 条第 3 項に規定する平成 17 年度決算についての、監査委員の審査及び議会の認定並びに同条第 4 項に規定する知事への報告及び住民への公表については、新市及び松阪市において行うものとする。

以上でございます、よろしく申し上げます。

会 長 説明をお聞きのとおりでございます。それでは、ただいまの説明につきまして、ご質疑がございましたら、お願いをいたします。

よろしゅうございますか、それでは、報告第 125 号について、ご説明いたしました内容で、ご承認をいただけますか。

（異議なし）

会 長 ありがとうございます。それでは、報告第 125 号一部事務組合等の取扱いについては、原案のとおりの内容で承認いたします。

次に、報告第 126 号新市の予算編成について、を事務局から説明をいたします。それでは、お願いします。それでは、これも次長さん、お願い出来ますか。

事務局次長 続きまして、報告第 126 号新市の予算編成につきまして、ご説明をいたします。資料 5 頁をご覧くださいと思います。

まず、平成 17 年度予算、合併直後の平成 18 年 1 月から 3 月までの予算編成につき

ましては、通年予算として編成しています各市町村の平成 17 年度予算の未執行経費、選挙経費等合併に伴って新たに必要となる経費、制度の変更に伴う必要経費を対象とし、新規事業は盛り込まないこととします。

次に、予算編成手続きになりますが、合併当初には新市長が不在でありますことから、平成 18 年 1 月 1 日に予算が議会の議決を経て成立するまでの間、市長職務執行者が暫定予算を調製し、専決処分を行い執行します。なお、暫定期間は、合併日の平成 18 年 1 月 1 日から 3 月 31 日までとします。本予算につきましては、合併後に選出されます新市長が調製し、議会に提案します。

事務事業のスケジュールといたしまして、表にいたしました。この 9 月から編成作業にかかる予定でありまして、12 月下旬までに暫定予算の最終調整を行い、合併施行日の平成 18 年 1 月 1 日付けで、暫定予算の先決処分を行います。その後、2 月中旬までに、本予算の最終調整を終えまして、新市の市長・市議会選挙後、2 月下旬から 3 月上旬の間に予定されております市議会臨時議会に本予算を上程することになります。続きまして、平成 18 年度の予算についてであります。

まず、として、平成 18 年度の当初予算については、新市長が調製し、3 月議会に提案することになります。ただ、新たなまちづくりのための最初の予算となるわけですけれども、新市長が年度末を控えた中で選出されるということから、議会提案までの期間が短いことから、骨格予算として編成することとします。骨格予算については、経常的経費及び投資的経費のうち継続事業分に限定することとします。また、政策的経費について、新規経常的経費、投資的経費のうち新規事業分につきましては、6 月議会に肉付け予算として提案をいたします。事務作業のスケジュールとしては、同様に表にいたしました。9 月から骨格予算部分となる経常経費と投資的経費の継続事業分の編成作業にかかり、平成 18 年 2 月中旬までに最終調整を終えて、骨格予算として 3 月議会に上程をいたします。政策的な経費については、6 月議会に補正予算、肉付け予算ということになるわけですけれども、上程をいたしますため、平成 18 年 1 月から編成作業にかかりまして、5 月中旬までに最終調整を終えて、6 月議会に上程をしていくということになります。

次に、6 頁に移りますが、(仮称)地域活動振興予算について、その考え方をご説明をしていきたいと思っております。

まず、(仮称)地域活動振興予算の目的ですが、(1)新市において、地域の創意工夫を生かすとともに、津市の一体感を損なうことなく、地域特性に応じた事業を実施できるよう、(仮称)地域活動振興予算として、予算の一定額を確保し、旧市町村単位に配分します。

次に、予算の内容ですが、(2)同予算の総額については、上限を設けて、市税収入の動向等により、毎年見直しを行うものとします。(3)同予算の配分は、均等割、人口割、基準財政需要額割の数値により、旧市町村単位で計算するものとします。(4)同予算の対象事業は、概ね次のとおりとします。事務事業調整によりまして、合併後当分の間、統一的な基準によらず、特定地域に限って、継続して実施することとされた事業のうち、各種まつり、郷土芸能・観光イベント、地域の産業・文化・スポーツ振興事業等、これまで各旧市町村が、地域特性を生かし実施してきた事業。また、上記と類する事業で、合併後の新規事業として、地域の要望等に基づき、特定の地域に限って実施する事業。(5)同予算は、平成 18 年度から実施することとします。

以上、(仮称)地域活動振興予算を設けて、地域活動の振興を図ろうというものであります。

なお、総合支所で管理することとしております総合支所管内の道路、下水道、排水路、公園等の公共施設の管理に要する予算につきましては、路線延長等の客観的基準や、これまでの実績を勘案をして、総合支所単位に、この地域活動振興予算とは別に、別途枠配分をするというようなことを考えております。

以上、よろしく申し上げます。

会長 ただいまご覧をいただきました会議資料の5頁から6頁につきまして、新市の予算編成について、少し具体的にご説明を申し上げます。

それでは、いかがでございましょうか、ただいまの説明に対しまして、ご質問がございましたら、お願いをいたします。よろしゅうございますか。

それでは、特に、ございませんようですので、報告第126号、平成18年度予算編成の基本的な考え方についてですが、ご説明をいたしました内容で、ご承認をいただけますか。

(異議なし)

会長 ありがとうございます。それでは、報告第126号新市の予算編成については、原案のとおりの内容で承認といたします。

次に、報告第127号特別職報酬等検討委員会の設置について、事務局の方から説明をいたします。

事務局次長 報告第127号特別職報酬等検討委員会の設置についてご説明をいたします。資料8頁をご覧ください。

特別職の報酬等につきましては、3月24日の第36回協議会において、特別職報酬等検討委員会を設置をして、調整をしていくとの方針を事業計画でご説明をし、ご承認をいただきました。これに基づきまして、その8頁の津地区合併協議会特別職報酬等検討委員会設置規程を作成いたしまして、10頁の名簿の委員構成により検討を進めるものでございます。

それでは、設置規定の内容につきまして、ご説明を申し上げます。

まず、第1条は、設置の趣旨を定め、新市の特別職の報酬等の額について審議するため、特別職報酬等検討委員会を設置するとしております。第2条は、所掌事務として、会長の依頼に応じ、新市の特別職の報酬等の額について、調査審議を行うとしております。第3条は、組織について定め、委員11人をもって組織するとしております。第4条は、委員について定め、委員は構成市町村の区域内に存する公共的団体等の代表者、その他住民のうちから、構成市町村の長が協議し、会長が委嘱すると規定し、審議が終了したときは、解職されるものとしております。第5条は、委員長及び副委員長について定め、委員長及び副委員長を委員の互選により定めるものとする。第6条は、会議について定め、委員長が招集し、委員長が議長となる、また、半数以上が出席しなければ開催出来ないこと、また、公開で行うことなどとしております。第7条は、委員会の庶務について、合併協議会事務局が処理するとしております。第8条では、この規定に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定めるとしてしております。附則におきまして、この規程は平成17年9月1日から施行するとしております。

次に、10頁をお願いします。これまで、構成市町村におきまして、特別職報酬審議会を設置し、審議会の答申をもとに、特別職の報酬等の額を調整し、各市町村議会へお諮りし、決定してまいった経緯がございます。お示しをいたしました、特別職報酬等検討委員会の委員につきましても、概ね各市町村の報酬審議会の委員構成に倣って調整をいたしましたものでございます。事業経営者としての観点から、産業界から6名、労働界から2名、学識経験者として3名の計11名の委員とし、構成市町村の地域的な条件も勘案してお願いしたものでございます。

今後のスケジュールといたしましては、9月の中旬から10月にかけて、3回程度の会議をお願いいたしまして、委員会としてのご意見を頂戴し、これをもとに事務局で特別職の報酬等の額の調整案を作成いたし、その後、協議会へ提案、協議をお願いし、新市の特別職の報酬等の額を決定してまいりたいと考えているところであります。

よろしくお願ひしたいと思います。

会 長 説明は以上でございます。この件につきまして、ご質疑がございましたら、お願ひをいたします。

ないようでございますので、報告第 127 号につきまして、ご説明をいたしました内容で、ご承認いただけますか。

(異議なし)

会 長 はい、ありがとうございます。

それでは、報告第 127 号特別職報酬等検討委員会の設置につきましては、原案のとおりの内容で承認といたします。

## (2) 事務事業詳細調整結果

協議第 131 号 福祉保健部会の事務事業詳細調整の協議について(その2)

協議第 132 号 教育文化部会の事務事業詳細調整の協議について(その3)

報告第 123 号 環境部会の事務事業詳細調整について

報告第 124 号 福祉保健部会の事務事業詳細調整について(その2)

会 長 それでは、続きまして、事務事業の詳細調整の協議に入らせていただきます。

まず、前回協議会でご説明をいたしました、協議第 131 号福祉保健部会の事務事業の詳細調整(その2)内容は保育所の入所負担金についてでございますが、それでは、このことにつきまして、ご質疑なり、ご検討いただきましたご意見等がございましたら、発表していただきたいと思ひます。自分は、ご指名をいたしませんので、どうぞ、ございます方は、お手をあげて下さい。

はい、それでは久居の茂山議長さん、お願ひします。

茂山委員 協議第 131 号で提案されました保育料の取扱いについて、8 月 9 日に第 49 回市町村合併調査特別委員会を開催し、慎重に審議を行いました。その結果について、ご報告申し上げます。

今回、保育料については、3 歳未満児で 1 年目に 4,000 円、2 年目に 8,000 円を超える額を減額するとともに、3 歳以上児では、1 年目に 3,000 円、2 年目に 6,000 円、3 年目に 9,000 円を超える額を減額するという激変緩和策が示されました。

しかし、久居市においては、平成 16 年度の保育料総額 1 億 8,909 万円に対し、原案では 2,623 万円の保育料負担の増額であり、その内、実際に軽減される額は、僅かに 1 年目のみの、年間 378 万円程度となり、ほとんどの児童が軽減の対象にならない結果となります。

少子高齢化が深刻な社会問題となっている今日、新市の将来を担う子どもたちへの福祉施策の充実は最も重要な課題であり、若い世代の方々が安心して子どもを産み、育て、仕事を続けられる環境づくりが急務となっております。

久居市においては、多くの女性労働者が臨時、パート等の不安定な雇用状態のもとで、低額な賃金で就労している状況等を勘案し、子育て世帯の就労と育児の両立を積極的に支援するに当たり、保育メニューの拡充を図るとともに、保育料については、市民の十分な理解が得られるよう現在の水準を維持してきた経過があります。

また、保育園入所児童の増加に伴い、本来であれば、正規職員を配置すべき保育士の配置についても、これは有資格者であります。が、臨時職員で対応するなど、可能な限り、保育サービスに係る経費を抑えつつ、現在の保育料水準の維持に精一杯の努力を重ねてきたところでございます。

以上のように、これまでの長い経過の中で、久居市として、積極的に取り組んできた施策であるにもかかわらず、合併を機に、一気に市民の皆さんに大幅な負担の増加

を求めることは、議会としても、到底容認できるものではございません。

また、他の地域の合併先進事例においては、それぞれの合併市町村の歴史や経過を十分に尊重しつつ、新市の一体感の醸成を図るという観点から、5年間の激変緩和措置を適用、ないし準用しているところであります。その点については、以前に確認がなされた自治会関係補助金の取扱いにおいて、各市町村の歴史的経過の違いを十分に認識のうえ、年間4,190万円に上る調整額を上乗せし、5年をかけて統一した制度に整理することとされたところであります。

これに対して、当市の保育料を現行のまま据え置くこととした場合に必要となる市費負担は、僅かに、年間2,600万円程度であり、なぜ、この程度の負担を考慮していただけないのか、非常に強い不信感を持っているところであります。

以上のような理由から、久居市議会としては、保育料について、最低限5年間は現行制度を維持いただき、市民の皆さんに十分な理解を得たうえで、制度の統一を図るように強く要望するところであります。このことについては、何としても実現いただきたいという結論でございましたので、よろしくお願いいたします。以上です。

会 長 ありがとうございます。ご要望を承りました。それでは、もう少し、お伺いをし  
て参りましょう。はい、池田委員さん。

池田委員 久居市の池田でございます。ただいま議長が意見を申し上げましたが、私の方からも是非お願いを申し上げたいと思います。ご案内のとおりわが国の場合、大変な少子化を迎えておりまして、出生率は1.29というところまで落ち込んでまいりました。少子化対策は、わが国における重要課題であると考えerわけでありますが、女性がなぜ子どもを産まないか、女性の意見として、やはり子どもを育てていくのに財政負担がどうしてもかかる。こういう意見が多数あるわけでありまして、少子化対策を進める中で政府におきまして、色々対策が行われているところであります。やはり女性が安心して子どもを産み、育てる環境をつくること、これは、行政としての重要な課題であると思います。そういった少子化対策の上からも出来るだけ負担をかけないという姿勢を新市でもとっていただきたい。是非この中身につきましては、再検討していただくことを強くお願い申し上げたいと思います。

会 長 ありがとうございます。それでは、他の皆さまはいかがでございましょうか。特  
にございませんか。

それでは、ただいま、久居の議長さん、市長さんから、特に市長さんからは、再検討を求めるというご意見がございました。今、このことを、もう一度少しおさらいをしてみますと、保育所入所負担金の調整内容といたしまして、整理をいたしました、平成16年5月13日の第24回合併協議会におきまして、都市計画税でありますとか、上水道・下水道料金、国民健康保険料等がございましたし、幼稚園保育料等、公共料金とともにご協議をいただきまして、保育所入所負担金につきましては、国の徴収金額の概ね72%で徴収していこうと。それから階層区分については、国の階層区分を原則として、それぞれの市町村の実態を踏まえて、細分化を図っていこうと。それから3点目は、細分化を図っても、入所負担金が大幅な上昇となる区分については、経過措置を講ずる。こんなふうに、皆さん方とご確認をいたしました。そして、これに基づきます詳細事項調査結果といたしまして、保育所入所負担金につきましては、平成18年4月1日を統一時期として、国の徴収基準区分を細分化いたしまして、12階層として徴収をするをいたしまして、16頁をご覧くださいますと、ここに結果一覧が出ておりますが、この一覧表にお示しをした通り、ご提案をさせていただいたわけです。ただし、激変緩和の経過措置を実施することといたしまして、合併の日の前日に保育所に入所している方のうち、合併後も引き続き保育所に入所する方に適用すると、こんなふうにいたしております。それから、項目2の、同一世帯から2人以上入所している世帯の入所負担金の調整につきましても、それから、項目3の、保育所入所負担金の減免につきましても、今回ご提案をいたしております。

今日のご意見をお伺いしますと、項目1の2、経過措置の減額の内容といたしましうか、特に若い保護者に大きな負担をかけない、そういった制度の再検討という趣旨の意見があったわけですが、このこと以外の考え方につきましては、ご理解をいただけたと、こんなふうに思います。課題となるのは、経過措置の減額の内容ということで、緩和措置を再検討、こういうふうにお聞きいたしました。激変緩和をどの位にするかということをお諮りしていくと、こういうことですが、資料の15頁をご覧くださいますと、ここに、経過措置の減額内容が一覧表になっておりますが、ご意見を伺いまして、私といたしましては、幹事会、それから、部会でもう一度ご意見を踏まえて、それからまた、今日のご意見以外のお考えがあるかと思いますが、もう一度、そういったものも含めて調整をするということにいたしたいと思えます。この2以外の内容につきましては、委員の皆さんにお諮りをいたしますが、特段のご意見をいただいておりますので、本日確認をしたいと思えます。繰り返しまとめますと、保育所入所負担金の2の内容につきましては、幹事会、部会でもう一度調整、それ以外の部分については本日確認、このことにお諮りをいたします。よろしゅうございましょうか。

(異議なし)

会 長 ありがとうございます。それでは、ただいま申し上げましたように、項目1、保育所入所負担金につきましては、2の経過措置の減額内容の部分を除き、ご提案をいたしました内容で確認いたします。残る2の内容につきましては、幹事会等で再度調整をいたしまして、次回協議会に提案をしたいと思えますので、よろしくお願いをいたします。

それでは、次に、協議第132号の教育文化部会の事務事業詳細調整(その3)についてご協議をお願いします。この項目は遠距離通学費補助金に関するもので、6月29日の第39回協議会の協議の中で、久居市さんからのご意見により、部会等で再度調整の上、ご提案をしたものでございます。ご協議いただきましたでしょうか。この案で、よろしゅうございましょうか。

(異議なし)

会 長 ありがとうございます。それでは、久居市さん以外では、この件についてのご所見がございませんでしたので、協議第132号、教育文化部会の事務事業詳細調整(その3)につきましては、原案の内容で確認いたします。

それでは、本日の協議事項は以上です。

次に、前回ご報告をいたしました、報告第123号と報告第124号の事務事業詳細調整につきましては、特にご意見がございましたら、お願いをいたしたいと思えます。よろしゅうございましょうか。

(異議なし)

会 長 はい、ありがとうございます。それでは改めて、報告第123号と報告第124号につきましては、原案のとおりの内容で承認いたします。ありがとうございました。本日の議事は以上でございます。

#### 4 平成18年度職員採用に係る基本方針について

会 長 次に、会議次第第4でございまして、平成18年度の職員採用に係る基本方針についてを議題といたしたいと思えます。事務局、説明をして下さい。

事務局 36頁をお願いします。平成18年度の職員採用につきましては、ご説明をいたします。採用試験の日程の関係上、9月30日の第42回合併協議会の開催前に応募要領を公表

し、各合併市町村の10月1日の広報、一部市町村におきましては発行の関係から調整いたしますが、10月1日の広報紙に掲載の必要があり、現在合併市町村との協議が終了していないことから、本日は基本的な方針についてご説明いたします。新市の平成18年度の職員採用については、1、新市まちづくり計画における平成27年度の職員数2,500人体制の達成に向けた職員採用の抑制が求められる中、市民サービスの維持・向上とともに、組織の活性化にも配慮しつつ、一般職（正規職員）による対応が不可欠な専門職に係る職種を中心に行うこととする。2、採用予定人員については、平成17年度退職予定者（前年度未補充分を含む。）75人に対し、半分程度の採用とする。3、採用職種については、技術職、保育士等の職種の必要人員を優先し、次に事務職に充てることとする。なお、37、38頁に平成17年度退職者、37頁につきましては、平成16年度の退職者数が、108。それから、17年度4月1日の採用者数が71、それから、平成17年4月1日の職員数は3,119人で、平成17年度の退職予定者、75人が予定されてございます。それと、38頁につきましては、各市町村別の退職者の状況でございます。

以上でございます。

会長 　ただいま川上がご説明をいたしました。このことにつきましては、かねて皆さんから、色々、特に人事管理者の中から、ご意見を伺って参りました。平成27年に職員数2,500人と、こういった目標をおきましたけれども、皆さんご承知のように、これから市町村に対する事務委譲でありますとか、色々な大きな変化がございますので、なかなか、絶対数値につきまして、どうこうということになりますと、かなり変動要因がございますが、しかし、そんなことを言っていたら、目標が決められませんので、この位職員を減員していこうと、こんなふうにお諮りをしてきたところであります。それで、さて18年度はどうしようかということでもありますけれども、やはり、かなり今現在の人員と比べますと、目標数というものに差がございます。早く達成するというのであれば、あるいは採用を見合わせるということも、1つの検討の対象にもなったんですが、今、聞いていただきましたように、保育士さんとか、そういう技術職の方につきましては、これは、空けておくわけには参りませんし、一般行政職から、こっちに回すというわけにも参りませんので、それぞれの職種で、きちっと、資格、または、能力のある方を補充していかなければ、住民サービスが保てません。そんなことで、考え方は、まず、そういう方の必要人員を優先してやろう、そして、おおよそ半分を採用していく中で、一般行政職の枠があれば、そのところも、やはり将来の市政の継続を見まして、若手職員が飛び出ていくということも、また、人事管理上、1つの問題もございますので、そういったところで採用をしていってはどうだろうか、こんなふう考えたわけでありまして、おおよそ基本的に、そういうふう考えて、発表は恐らく若干名とか数名とかというような数字で募集をいたしまして、応募された様子にも、それから試験内容にも、色々よって、数名が合格、それは多少動くかも知れませんが、基本的には、こんな考えで、18年度の採用をしていこうと、こんなふう考えまして、お諮りをいたしました。いかがでしょうか。ありていに申し上げまして、こういう内容でございます。特にご所見ございましたら、お願いします。よろしゅうございますか。

（異議なし）

会長 　ありがとうございます。それでは、18年度の採用の準備をして参りたいと思いますので、よろしくお祈りをいたしたいと思います。

#### 5 次回協議会（第42回）について

会長 　それでは、会議次第の5、次回協議会の日程についてでございます。事務局からご説明を申し上げます。



事務局長 次回、第 42 回協議会は、9 月 30 日金曜日の午後 3 時から、芸濃町総合文化センター市民ホールで開催いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

次回、協議いただきます案件として、協議第 133 号から協議第 136 号まで、報告事項として報告第 128 号から報告第 130 号まででございます。

それでは、協議第 133 号一部事務組合の取扱い（三重県市町村職員退職手当組合）について説明をいたします。41 頁をお願いいたします。三重県市町村職員退職手当組合の取扱いにつきましては、平成 16 年 6 月 23 日の第 27 回協議会において、協議第 108 号、一部事務組合の取扱いについての中で、三重県市町村職員退職手当組合については、合併の日の前日をもって、一部事務組合から脱退する。ただし、新市において当該組合に加入するか合併までに検討すると確認されております。その後、新市における退職手当組合への加入について、幹事会等において、合併後の定年退職者数及び退職手当必要額の見込み、さらに退職手当組合の加入市町村及び基金残高の状況等を調査し、検討を重ねた結果、次のとおり方針案を調整いたしました。1 として、現在、三重県市町村職員退職手当組合に加入している団体（一部事務組合含む。）の一般職の職員である者については、新市において合併の日に当該組合に加入する。2、新市の上記 1 以外の一般職の職員及び特別職の職員については、新市において当該組合に加入するかどうかを検討するとするものです。

平成 16 年 6 月 23 日の第 27 回協議会における確認の後、退職手当組合に関する新市での取扱いを議論するに当たって、構成市町村の基本的な認識は、脱退する方向で進めることとし、問題はその精算金の処理をどのようにするかという点でありました。退職手当組合の負担金が実質赤字となっている団体においては、原則脱退の方向を受けて精算を前提に財政運営を行ってまいりましたが、合併を控え、予期せぬ退職者数の増などもあり、退職手当組合及び構成市町村を取り巻く状況は予想以上に変化して参りました。このような状況を踏まえ、今後の退職手当必要額及び退職手当組合負担金の推移など、退職手当組合に係る詳細な調査研究を進め、これを基に、脱退に伴う精算金の処理についての考え方、あるいは、新市の財政に与える影響などを検討したところ、従来の考え方とは異なる方向で本日の調整内容に至ったところです。その理由として 3 点、退職手当組合への加入により、退職手当に係る負担の平準化が図れる。特に、今後 10 年間程度の団塊世代を中心とする退職時期には効果が大きい。また、現在、退職手当組合に加入している市町村等が、新市において加入しない場合、これまでの負担金総額の 5% に相当する約 11 億円の支払が必要になる。それから、職員にとって、退職手当組合への加入・非加入による差は、勤続年数の端数処理以外には見られない。こうした考えから、本日提案の内容をまとめたものです。

本日の協議内容は、1、現在、退職手当組合に加入している一般職の職員は、新市においても同組合に加入するとしたものです。2、新市の上記以外の一般職の職員及び特別職の職員については、新市において当該組合に加入するかどうかを検討するとしたものです。

ご説明いたしました考え方によりますと、新市全部が加入していくのが良いと考えられますが、現在の津市の一般職の職員と新市で採用する一般職の職員及び新市の特別職の職員については、これまでの経過もあり、また新規加入に伴う負担金が生じるなど、新市の行財政運営に影響を与えることから、新市の市長、議会に判断を委ねる協議内容としたものでございます。なお、参考資料といたしまして、42 頁以降になります。42 頁につきましては、退職手当組合の参考資料でございます。それから、43 頁が加入団体一覧、三重県の加入団体の一覧でございます。それから、44 頁が全国の退職手当組合の加入状況です。まん中のほうに加入率とございますが、市で 45.3%、町村では 99.3%。県庁所在地では、茨城県水戸市と長崎県長崎市となっております。それから、45 頁が退職手当と組合負担金必要額との比較表です。それから、46 頁につきましては、平成 8 年度から平成 16 年度の各市町村の退職手当基金の残高です。それ

から、47 頁が退職手当組合の試算表ということで 16 年度末現在を示しております。以上です、よろしく申し上げます。

次に、協議第 134 号新市の組織における分掌事務及び専決権限についてご説明をいたします。別冊の 1 頁をお願いいたします。前回の第 40 回協議会において、協議第 130 号津市行政組織機構として確認された内容に基づき、市長の事務部局として、本庁及び久居工事事務所、並びに各総合支所の主な分掌事務と、専決権限について、整理をしたものでございます。

次に 2 頁から 5 頁につきましては、その他の組織といたしまして、水道局、消防本部、収入役室、三重短期大学、議会事務局、教育委員会事務局、選挙管理委員会事務局、監査事務局及び農業委員会事務局の主な分掌事務と専決権限について整理したものであります。それぞれの具体的な内容につきましては、6 頁から 19 頁に別表 1 として、市長の事務部局のうち本庁に係る主な分掌事務を、また、20 頁から 23 頁に、別表第 2 として、本庁の各課共通の専決権限を示しております。このうち、別表第 1 では、これまでに示してまいりました部・課に加え、担当の案も示しております。一例を申し上げますと、6 頁では、市長公室秘書課に秘書担当を設置し、その主な分掌事務として、秘書及び渉外に関する事、儀式及び表彰に関する事、三重県自治会館組合との連絡調整に関する事、市長会に関する事といったものでございます。

別表 2 では、本庁各課の共通的な専決権限を示しております。20 頁を見ていただきますと、20 頁の専決事項の 2 行目、関係諸団体の指導及び同団体との連絡調整に関する事につきましては、部長等の専決権限とするといったものです。

以下同様に、24 頁には、別表 3 として、久居工事事務所に係る分掌事務を、25 頁には、別表 4 として、久居工事事務所に係る専決権限を示しております。

26 頁の別表 5 をご覧いただきたいのですが、ここでは、総合支所に係る分掌事務を示しております。総合支所につきましては、久居総合支所にあつては、7 課 1 室、その他の総合支所にあつては、4 課 1 室とされておりますことから、課・担当の表示は、久居総合支所と、その他の総合支所とを分けて表示いたしております。一例を申し上げますと、27 頁の分掌事務の 1 行目、総合支所市民福祉課税務担当の市民税及び県民税の申告の受付並びに賦課に関する事につきましては、久居総合支所では、市民課の市民税担当と表示しております。

また、30 頁の別表 6 を申し上げます。総合支所の専決権限につきましては、総合支所に係る各課共通の専決権限を示しております。この中で、総合支所長につきましては、本庁の部長級、総合支所課長につきましては、本庁の課長級の専決権限を基本としております。

以下、34 頁の別表第 7 では、水道局の分掌事務、37 頁の別表第 8 では、水道事業所の分掌事務、38 頁の別表第 9 では、水道局の専決事項、39 頁の別表第 10 では、消防本部の分掌事務、42 頁の別表第 11 では、収入役室の分掌事務、43 頁の別表第 12 では、三重短期大学の分掌事務、44 頁の別表第 13 では、教育委員会事務局の分掌事務、46 頁の別表第 14 では、教育委員会事務局の各事務所の分掌事務、48 頁の別表第 15 では、選挙管理委員会事務局の分掌事務、49 頁の別表第 16 では、監査事務局の分掌事務、50 頁の別表第 17 で、農業委員会事務局分掌事務を示しております。この中で、議会事務局の組織における主な分掌事務及び専決権限につきましては、議会の代表の皆さん、新市市議会移行準備会で現在検討中となっております。

また、以前お示しいたしました新市組織機構図の課に加え、各担当を示した組織機構図を添付しておりますので、参考にいただければと思います。

次に、協議第 135 号、新市における公の施設の管理運営方針について、でございます。

市町村合併を踏まえた指定管理制度への移行につきましては、平成 17 年 1 月 27 日の第 34 回合併協議会において、基本的な考え方と、移行に係るスケジュールをご説明

しました。これに基づきまして、合併関係市町村の公の施設の現況等の調査を実施し、新市における公の施設の基本方針等の整理を行ってまいったところでございます。

まず1の基本方針ですが、新市における公の施設の管理運営については、指定管理制度が導入されたことを踏まえ、合併の期日を勘案するとともに、公の施設の安定した行政サービスの確保を図るため、次のとおりとします。

(1)として、現在、合併関係市町村において、管理委託制度をとっている公の施設については、原則として、平成18年9月1日までに指定管理者制度へ移行します。このうち下記3の(1)により、指定管理者の公募を行わない施設については、平成18年4月1日から移行することとします。(2)として、現在、合併関係市町村が直営で管理している公の施設については、原則として、合併時においても同様に直営とします。下記4の合併後の管理方法の見直しに従い、新市において管理方法を検討します。(3)として、現在、合併関係市町村において、指定管理者の指定が行われている公の施設については、合併後においても、指定管理者制度による管理といたします。(4)として、指定管理者の指定手続等に関する条例の制定については、新市において検討することになりますので、合併に際しましては、下記3の方針に基づき実施します。

次に、2の、施設ごとの管理運営方針につきましては、公の施設の現況調査を踏まえ、1の基本方針に基づき、53頁から75頁の、別表「新市における公の施設の管理運営方針」に市町村ごとの一覧表にまとめましたので、ご覧いただきたいと思っております。この表は、市町村ごとに、左から、施設番号、施設の名称、施設の位置、設置根拠、現在の管理形態等、方針案をまとめております。現在の管理形態につきましては、直営、管理委託、指定管理の3種類に分類されております。

例えば、53頁の、津市の1番の津市橋南市民センターにつきましては、現在、地元運営委員会に管理委託で運営をしておりますので、基本方針の(1)に基づき、方針案は指定管理者制度へ移行するとしております。8番の津リージョンプラザにつきましては、現在、直営で運営をしておりますので、基本方針(2)に基づき、現行のまま直営といたします。

現在、津地区を集計いたしますと、直営が現在670件、それから管理委託が80件、指定管理が3件の合計で753件でございます。新市の方針案といたしまして、直営のうち、そのまま直営が643件、そして、指定管理委託1件、公の施設としないのが26件でございます。それから、管理委託のうち、直営が6件、指定管理が72件、公の施設としないのが2件ということでございます。指定管理は現在3件でございますが、それはそのまま指定管理ということでございます。

それから、50頁に戻りまして、3の指定管理者制度への移行及び新市における指定管理者導入方針につきましては、(1)の指定管理者の選定手続、(2)の指定管理者の公募方法、(3)の指定管理者選定委員の設置、(4)指定期間を定めております。指定管理者の指定手続では、原則公募で行うこととしますが、次の3つの理由に該当するときは、公募によらず、指定管理者を指定することが出来るとしております。アとして、当該公の施設を管理するために、専門的又は高度な技術を必要とし、候補者が客観的に特定される場合。イとして、地域との協働の観点から、地域の人材活用など候補者を公募しないことに合理的な理由がある場合。ウとして、当該公の施設を管理しているものが引き続き管理を行うことにより、当該施設の安定した行政サービスの確保と事業効果が相当程度期待出来る場合としております。

51頁をご覧下さい。指定管理者の公募方法につきましては、広報誌、ホームページ等を利用し、アからキまでの内容の公募要領を作成し、情報を提供いたします。指定管理者の選定に当たりましては、施設類型に応じて、指定管理者選定委員会を設置し、選定いたします。期間につきましては、各施設の性格により、原則として3年から5年の範囲で指定期間を設定いたします。

それから、4の合併後の管理方法の見直しについては、新市の行政改革の取り組みの一環として、施設ごとに住民のニーズや、住民との協働の観点、さらにコスト削減等を踏まえた上で、総合的に検討を行うこととします。

5の今後のスケジュールですが、10月から11月に、本日まで説明いたしました基本方針に基づき、施設管理条例(案)の協議をお願いいたします。その後、平成18年1月1日に施設管理条例の専決処分、平成18年2月から3月に新市議会へ専決処分の報告、指定管理者の指定に係る議決、指定管理に係る協定の締結、そして4月1日から指定管理者による管理運営を開始するというスケジュールを考えておりますので、よろしくをお願いいたします。

次に、協議第136号福祉保健部会(その3)の事務事業詳細調整内容について、ご説明いたします。

資料80頁をお願いいたします。今回、提案させて頂く項目は、再提案の障害福祉分科会41、重度心身障害者タクシー料金助成事業、44、身体障害者自動車燃料費助成事業及び45、人工透析患者通勤手当の3項目でございます。前回の協議会におきまして、久居市からの調整案としまして、利用目的を通院等に限るとともに、助成を受けるためには、最低でも月4回以上の通院等が必要となるが、障害者の通院については、大半が月1回程度という実態であり、補助対象者が皆無となることが予想され、サービスが大幅に低下する内容であり、障害者の日常生活における自立支援に積極的に取り組む方向で再検討すべきであるとのご意見をいただきましたので、再調整させていただきました。

詳細事項調整結果といたしましては、基本条件といたしまして、新市内に住所を有し、通院通学等のため、タクシー、自家用車、公共交通機関を月1回以上利用している者で、本人所得税非課税の者に支給します。ただし、障害児については、保護者が所得税非課税の者とします。なお、特殊教育就学奨励制度を受けている者には適用しません。通院等の回数につきましては、例えば、1日に2箇所に通院した場合は、2回カウントします。助成対象者については、(1)身体障害者福祉法施行規則の別表第5号に規定する1級及び2級に該当する者、(2)児童福祉法第12条に規定する児童相談所、又は知的障害者福祉法第12条に規定する知的障害者更生相談所等の判定した最重度、重度に該当する者及び(3)精神保健福祉法第45条、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行規則に規定する1級及び2級に該当する者。助成額としまして、月1回の場合は月額1,000円、月2回の場合は2,000円、月3回の場合は3,000円、月4回以上の場合は4,000円であります。以上で、協議第136号の提案を終わらせていただきます。

次に、報告第128号から報告第130号につきましては、幹事会において協議され、ご確認いただきましたので、協議会報告事項とさせていただきます。

報告第128号財政部会(その2)の事務事業詳細調整内容についてご説明いたします。84頁をご覧ください。

財政分科会の12、基金の詳細事項調査結果といたしまして、平成16年度末における10市町村の基金残高について報告させていただくものでございます。85頁に各基金別の残高一覧表を示しておりますので、ご覧ください。主なものといたしまして、まず、財政調整基金でございますが、10市町村の合計額といたしまして、117億7,730万3千円となっております。また、減債基金や、その他特定目的基金などを含む普通会計での10市町村の基金の合計額は、238億2,030万円となっており、その他普通会計以外の基金を含めた10市町村の基金総額は、264億4,902万円でございます。平成16年度末における10市町村の基金の状況は、以上のとおりでございます。

なお、基金の取扱いに関する調整方針といたしましては、構成市町村でそれぞれ設置している基金については、基本的に新市に引継ぎ基金を設置するというところで、既に協議会でご確認されているところでございますが、新市へ引き継ぐ基金の額といた

しましては、先ほどご説明いたしました平成 16 年度末基金残高に、各市町村での平成 17 年度の積立・取崩額を増減した合併の前日における基金残高を引き継ぐこととなりますので、よろしくお願いいいたします。

次に、報告第 129 号財産管理部会（その 2）の事務事業詳細調整内容について、ご説明いたします。88 頁をご覧ください。財産管理分科会の 1、公有財産等の詳細事項調査結果といたしまして、平成 16 年度末における、10 市町村の公有財産、物品、債権の状況について、報告させていただくものでございます。89 頁以降に、それぞれの一覧表をお示ししておりますので、ご覧ください。89 頁に、平成 16 年度末における 10 市町村の所有する土地や建物の状況を示しております。90 頁に、有価証券や出資・出捐金、債権等の状況をお示ししております。91 頁には、有価証券に関する明細を、92 頁及び 93 頁には出資・出捐金に関する明細を示しております。なお、公有財産等につきましても、先ほどの基金と同様に、新市へは、合併の前日における状況により引き継ぐこととなりますので、よろしくお願いいいたします。

次に、報告第 130 号産業労働部会（その 2）の事務事業詳細調整内容について説明します。農業委員会分科会の 2、委員数および 4、報酬等の詳細事項調整結果といたしまして、1 として、新市農業委員会の選挙委員の定数につきましては、合併特例法適用時の選挙委員数については、定数 80 人とし、合併関係市町村の選挙人数及び現行選挙委員数に応じて市町村別に按分した人数を基本に、各農業委員長さんのご意見をお聞きし、調整を行った結果の人数といたしました。また、合併特例法適用期間後の選挙委員数につきましては、定数 40 人を合併市町村の選挙人数に応じて市町村別に按分した人数といたします。

97 頁には、互選により引き続き在任する選挙委員数の一覧表をつけさせていただいております。次に、2 の新市農業委員会の選任委員の定数につきましては、農業委員会法第 12 条第 1 項に規定の 4 人の選任委員については、津安芸農業協同組合、三重中央農業協同組合、一志東部農業協同組合及び土地改良区のそれぞれが推薦した理事、又は、組合員を各 1 人とし、同条第 2 項に既定する 4 人の選任委員は、議会が推薦した学識経験者とします。3 の新市農業委員報酬額につきましては、会長及び委員の報酬は、特別職報酬等を参考にして決定いたします。以上で、報告は終わります。

また、別紙資料で、詳細調整内容提案・報告予定項目一覧表ですが、これにつきましては、協議会に提案、又は、報告させていただく予定の項目名を一覧表に整理しております。また、提案・報告済みの項目につきましては、提案・報告させていただいた日付を記入しております。なお、印に記載させていただいておりますが、協議会提案・報告欄の、印は今回提案の協議会協議項目で、印は今回報告の協議会報告項目、その他については、次回以降に提案・報告する項目です。

以上です。

会 長 ちょっと分量が多うございましたので、なかなか、お聞き取りにくい点もあったと思いますが、資料で大綱ご説明いたしましたので、また、会議資料をご熟読いただければと、こんなふうに思います。大きなところで、何かご質問ございましたら、お伺いをいたしますが、いかがでございましょうか。どうぞ、議長さん。

中川委員 先ほどの報告第 124 号の敬老祝金等事業の中で、80 歳、90 歳以上の方には 1 万円もしくは 3 万円相当の記念品を業者が配達するということでしたが、対象者は何人くらいみえるのかお伺いしたいと思います。また、これを職員が手渡しできないのかという意見が出たんですが、いかがでしょうか。

会 長 議長さん、ちょっと、今ですね、事務局長がご説明申し上げましたことをまとめて、お諮りをして、そして、それ以外に、今のお話の敬老祝金事業というのは、既にお諮りをしたと思いますので、ご質問にお答えすることは、やぶさかではございませんが、ちょっと、後にしていただいけませんか。いかがでございましょうか、次にお諮りする内容のことで、よろしゅうございましょうか。それでは、内容につきまして、次回協議会

をお願いして参りますので、よろしく願いをいたしたいと思います。

それでは、ただいまの中川議長さんのご質問を、部会長どうぞ、お願いします。

福祉保健部会長 福祉保健部会長でございます。さきほどの、一志町議長さんのご質問は、敬老祝金を配布するのに、直接職員が手渡してはどうか。手渡しするとすれば、だいたい、80歳あるいは90歳の対象者が何名位いるのかというようなご質問だったと思います。この事業につきましては、ご案内のとおり、100歳以上の方については直接職員が向いてお渡ししています。80歳、90歳については、業者にお配りしていただくということですが、だいたい人数は、80歳で想定されますのが、来年の10月になるわけですけれども、だいたい1,800から1,900人位になるかと思えます。それから、90歳で700人前後位の数になります。従いまして、それ位の数を直接職員が1軒1軒回って対応というのは、ちょっと無理があるかなというふうに思っておりますので、事業者による配布ということで、調整させていただいたところです。以上でございます。

会 長 お分かりいただけましたでしょうか。はい、ありがとうございます。部会長ありがとうございました。

それでは戻ります。今日、予定をしておりますのは、以上でございます。事務局からも、特にございませんようですので、それでは、これで閉会をさせていただきます。議事進行につきまして、色々ご協力いただきまして、ありがとうございます。少し急いだところもあるかも知れませんが、また先ほども申し上げましたように、資料をよくご覧いただきまして、お考えをおまとめいただければ、こんなふうに思います。

それから、次は芸濃町さんでの開催予定でございますね。ひとつよろしく願いします。

それでは、今日はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

平成17年10月25日

署名委員 1号委員 芸濃町長

印

2号委員 河芸町議会市町村合併調査特別委員会委員長

印

3号委員 三重県津地方県民局長

印

**会議録署名者に確認の結果、正本に署名・捺印をいただきました。**